

矢板市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
	人	千円	千円	千円	%
23年度	34,780	13,344,980	599,752	2,139,637	16.0

(参考) 22年度の 人件費率	%
17.1	%

(2) 職員給与費の状況

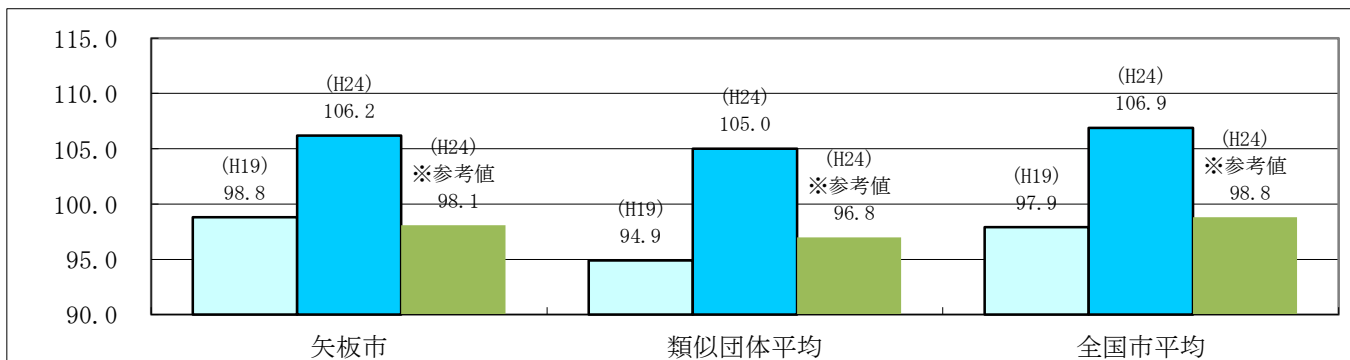
区分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	232	891,143	123,801	317,692	1,332,636	5,744

(参考) H22年平均 一人あたり給与費	千円
5,899	千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日）現在



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	参考 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
24年度	円	円	円 ()	%	0.00 %	% 0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ指数比較した平均給与月額である。
矢板市は人事委員会を設置していないため、「人事委員会勧告」欄は記載していない。「②特別給」についても同様。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	参考 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員給与 支給月数 B	較 差 A - B	勧 告		
23年度	月	月	月	月	3.95 月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
矢板市	42.2 歳	323,400 円	367,316 円	347,970 円
栃木県	44.2 歳	326,697 円	379,956 円	352,726 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	— 円	372,906 (401,789) 円
類似団体	43.5 歳	327,709 円	376,378 円	352,805 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
矢板市	50.5 歳	29 人	296,800 円	309,345 円	303,569 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	51.8 歳	16 人	300,800 円	309,094 円	304,456 円	調理士	41.3 歳	246,900 円	1.25
うち用務員	50.7 歳	9 人	297,800 円	317,500 円	311,722 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.54
うち自動車運転手	☆ 歳	1 人	☆ 円	☆ 円	☆ 円	自家用乗用自動車運転者	53.5 歳	243,400 円	☆
栃木県	48.7 歳	361 人	326,697 円	379,956 円	352,726 円	—	— 歳	— 円	—
国	49.7 歳	3479 人	270,465 (285,030) 円	— 円	307,506 (323,181) 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49.6 歳	23 人	304,275 円	325,815 円	315,213 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
矢板市	— 円	— 円	—
うち学校給食員	4,907,028 円	3,265,800 円	1.50
うち用務員	5,070,500 円	2,861,400 円	1.77
うち自動車運転手	☆ 円	3,014,000 円	☆

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20～22年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベース「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給与月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などの勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分		矢板市	栃木県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	140,100 円	— 円
	中学卒	133,100 円	129,200 円	— 円

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給料月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（24年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	235,500 円	276,700 円	324,700 円
	高校卒	— 円	— 円	289,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	267,200 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

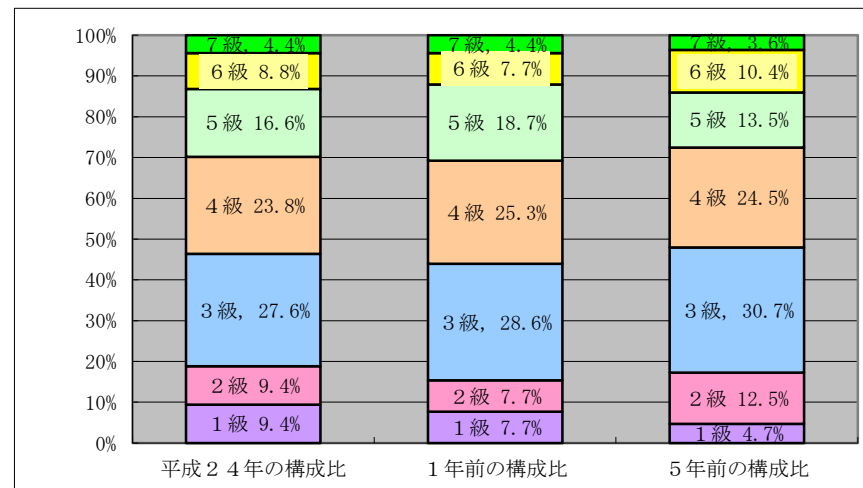
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事又は技師の職務	17 人	9.4 %
2級	主任の職務	17 人	9.4 %
3級	主査の職務	50 人	27.6 %
4級	副主幹の職務	43 人	23.8 %
5級	主幹の職務	30 人	16.6 %
6級	副参事の職務	16 人	8.8 %
7級	参事の職務	8 人	4.4 %

(注) 1 矢板市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評価は行っていますが、昇給への勤務成績の反映については、未実施となっています。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

矢板市	栃木県	国
1人当たり平均支給額（23年度） 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,609 千円	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務評定は行っていますが、勤勉手当への勤務実績の反映については、未実施となっています。

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

矢板市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続30年	47.50 月分	59.28 月分	勤続30年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 22,997 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	0 %		
手当の種類（手当数）	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当	生活環境課等職員	家畜の処分等	日額1,500円
行旅病人及び行旅死亡人の収容作業に従事する職員の特殊勤務手当	福祉高齢課職員	行旅病人及び行旅死亡人の収容作業	行旅病人は1回につき1,000円 行旅死亡人は1回につき1,500円
じんあい処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	生活環境課職員	じんあい処理作業	月額1,500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	44,430 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	268 千円
支給実績（22年度決算）	47,607 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	307 千円

(5) その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （23年度決算）	支給職員1人当たり平均 支給年額（23年度決算）
扶養手当	国と同じ	同		22,084 千円	218,653 円
住居手当	国と同じ	同		4,635 千円	272,647 円
通勤手当	国と同じ	同		10,806 千円	65,096 円
管理職手当	国と同じ	同		33,805 千円	536,587 円
宿日直手当	国と同じ	同		1,021 千円	6,993 円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等			
給 料	市区町村長	845,000 円	(890,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	669,000 円	(705,000 円)	1,010,000 円/	389,500 円
報 酬	議長	440,000 円	(440,000 円)	800,000 円/	526,500 円
	副議長	355,000 円	(355,000 円)	528,000 円/	274,000 円
	議員	325,000 円	(325,000 円)	449,000 円/	234,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(23年度支給割合)			
	副市長	月分	(2.70) 月分	409,000 円/	220,000 円
退 職 手 当	議長	(23年度支給割合)			
	副議長	月分	(2.70) 月分		
備 考	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×在職月数×支給率(42/100)	17,035,200 円	退職時	
		給料月額×在職月数×支給率(25/100)	8,028,000 円	退職時	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額/月数である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

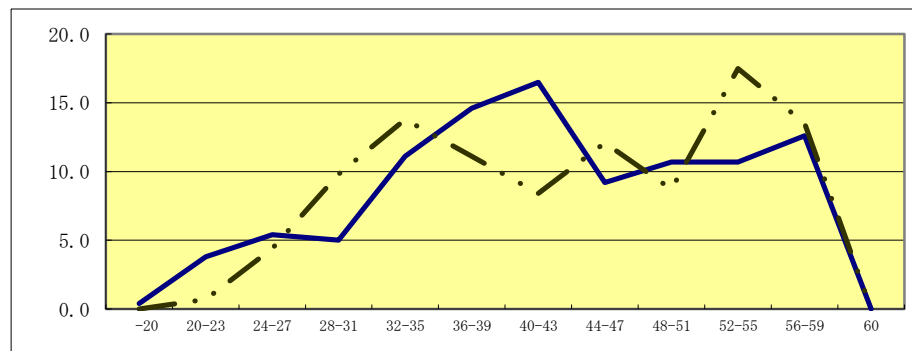
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分		職 員 数		対前年度 増 減 数	主な増減理由	
			平成23年度	平成24年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	△ 1	業務委託による減	
		総務	50	50			
		税務	19	19			
		労働	1	1			
		農林	23	22			
		商工	5	5			
土木		20	21	1			市街地整備事業強化に伴う業務増
民生		35	34	△ 1			県・市職員相互交流による県職員配置による減
衛生	19	22	3	放射能対策班新設による増			
	計	176	178	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.1 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.9 人)		
	教育部門	57	54	△ 3	退職者不補充等		
	消防部門						
	小 計	233	232	△ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.7 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 9.3 人)		
公営企業等	会計部門	水道	10	10			
		下水道	6	6			
		その他	14	14			
		小 計	30	30			
合計 [条例定数]		263 [347]	262 [347]	△ 1 []	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.5 人		

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳		
職員数	1人	10人	14人	13人	29人	38人		
		40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
		43人	24人	28人	28人	33人	0人	261人



※ 実線…24年度 破線…19年度

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門	年 度	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)	
	一般行政	職員数	186	182	179	176	178	-8
教 育	職員数	60	58	57	56	53	-7	(▲ 11.7)
普通会計計	職員数	246	240	236	232	231	-15	(▲ 6.1)
公営企業等会計計	職員数	29	29	30	30	30	1	3.4
総合計	職員数	275	269	266	262	261	-14	(▲ 5.1)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	689,406	(7,511)	57,171	8.3	9.7

区 分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	10	39,294	4,088	13,789	57,171	5,717

(参考)H21平均 一人あたり給与費
千円 6,011

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

--

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
矢板市	40.3 歳	327,452 円	486,034 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

矢板市		類似団体(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,379 千円		1人当たり平均支給額 (23年度) 1,492 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤労手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務評価は行っていますが、勤労手当への勤務実績の反映については、未実施となっています。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

矢板市				類似団体(一般行政職・団体平均等)							
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		勸奨・定年			
勤続20年	23.50	月分	30.55	月分	勤続20年	23.50	月分	30.55	月分		
勤続25年	33.50	月分	41.34	月分	勤続25年	33.50	月分	41.34	月分		
勤続30年	47.50	月分	59.28	月分	勤続30年	47.50	月分	59.28	月分		
最高限度額	59.28	月分	59.28	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28	月分		
その他の加算措置 (退職時特別昇給)				その他の加算措置							
1人当たり平均支給額				—	千円	1人当たり平均支給額				14,981	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績				0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）				0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）				0.0	%
手当の種類（手当数）				0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価		

エ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	3,069	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	341	千円
支給実績（22年度決算）	5,750	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	719	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(23年度決算)		
扶養手当	国と同じ	同		1,230	千円	205,000	円
住居手当	国と同じ	同		—	千円	—	円
通勤手当	国と同じ	同		294	千円	42,000	円
管理職手当	国と同じ	同		725	千円	725,448	円